

平成30年2月19日

ジュニア育成委員会

【平成30年2月17日理事会承認】

平成30年度ジュニア育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱

第1条（目的）

1. 2020年以降の国際競技大会に於いて、メダルを獲得し得る30歳以下の選手の発掘・育成・強化する為に必要な基準及び国際大会派遣に関して必要な事項を定める。

第2条（定義）

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める。

（1）「育成アスリート」とは

- ① 2020年以降日本を代表し、国際競技大会に於いてメダルを獲得し得る選手の育成を図る為に指定された選手のことをいう。
- ② ジュニア育成委員会の指定を受け、活動を行う。
- ③ 日本を代表する国際的な競技力を備える為、人格見識及び射撃技術の習得に旺盛な向上心を有し、恒常的かつ継続に努力する選手をいう。

（2）「育成アスリート」指定対象期間

- ① 指定された当該年度とする。
- ② 対象試合において基準点を1回クリアした選手は随時、申請ができる。この場合、指定期間は申請受理後の翌月から平成31年3月31日までとする。

（3）「育成アスリート」のカテゴリー

- ① U30とU20の2つに分類する。
- ② 年齢はISSFルールにより平成30年12月31日の満年齢とする。
- ③ 強化の重点は、U30>U20の順とする。
- ④ ジュニア種目は20歳以下
- ⑤ ユース種目は15歳から18歳以下
- ⑥ U18（高校生）、U15（中学生）、U12（小学生）のカテゴリーについては、育成アスリートを指定せず、育成合宿を開催する際の育成アスリートランキング上位者を招集し実施する。

第3条（対象種目）

1. 育成アスリートの指定対象とする競技種目は東京2020の実施種目とする。

<ライフル>4種目

- （1）男子 10m エアライフル及び50m ライフル 3x40
- （2）女子 10m エアライフル及び50m ライフル 3x40

<ピストル> 4種目

- (1) 男子 10m エアピストル及び 25m ラピッドファイアピストル
- (2) 女子 10m エアピストル及び 25m ピストル

第4条 (育成アスリートの指定)

1. 指定方法

- (1) 育成アスリートの指定は、NT選考対象試合への出場1回以上を必須条件とし、各カテゴリーの基準点を1回以上超えている選手本人(未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可)からの申請により、ジュニア育成委員会が条件を確認し、育成アスリートとして指定する。
- (2) 未成年の育成アスリートにあたっては、申請の際に保護者の同意書を提出する。
- (3) 育成アスリートの総数は、ライフル・ピストルともに限度を設けない。
- (4) 対象試合の国内試合は8か月、海外派遣試合は1年間の記録の内、上位3つの記録平均点順位による順位表「以下育成アスリートランキングという。」を作成する。育成アスリートランキングの順位について、平均点が同点の場合は、記録点数の最も高い選手を優位とする。
- (5) 育成アスリートがNTに指定された場合でも条件を満たせば、育成アスリートとして同時に指定する。

2. 指定対象試合

<ライフル>

- ・協会が海外派遣を行った国際競技大会等
- ・第一回NT選考会(50m、10m) 平成30年4月予定(埼玉長瀨)
- ・世界選手権大会選手選考会兼第二回NT選考会(50m、10m)
平成30年6月予定(新潟胎内)
- ・WCニューデリー大会選手選考会兼第三回NT選考会(50m、10m)
平成30年11月予定(大阪能勢)
- ・第四回NT選考会(50m、10m) 平成31年3月予定(和歌山海南)
- ・全日本選手権(50m、10m)
- ・全日本選抜(50m、10m)
- ・全日本学生(及び女子学生)スポーツ射撃選手権大会(50m、10m)
平成30年10月予定(埼玉長瀨)
- ・日本学生選抜スポーツ射撃競技大会(50m、10m)
平成30年7月予定(大阪能勢)
- ・全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会(10m)
平成30年8月予定(広島安芸太田)
- ・全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会(10m)
平成31年3月予定(宮城石巻)
- ・全日本小中学生エアライフル射撃競技選手権大会(10m)
平成30年10月予定(新潟胎内)

- ・JOC ジュニアオリンピックカップ (10m)
平成 30 年 9 月予定 (埼玉長瀬)
- ・第 73 回国民体育大会 (50m、10m) 平成 30 年 10 月予定 (福井市)
- ・ジュニアエアガン大会 (10m) 平成 30 年 11 月予定 (広島安芸太田)
- ・ヤングスターランクリスト競技会 (10m)
 - サマーカップ 平成 30 年 7 月予定 (全国)
 - オータムカップ 平成 30 年 11 月予定 (全国)
 - ウィンターカップ 平成 31 年 2 月予定 (全国)
- ・ヤングスターファイナル全国選抜大会 (10m)
平成 31 年 2 月予定 (神奈川横須賀)

<ピストル>

- ・協会が海外派遣を行った国際競技大会等
- ・第一回NT選考会 (10m) 平成 30 年 4 月予定 (埼玉長瀬)
- ・世界選手権大会選手選考会兼第二回NT選考会 (10m)
平成 30 年 6 月予定 (新潟胎内)
- ・WCニューデリー大会選手選考会兼第三回NT選考会 (10m)
平成 30 年 11 月予定 (大阪能勢)
- ・第四回NT選考会 (10m) 平成 31 年 3 月予定 (和歌山海南)
- ・全日本選手権 (25m、10m)
- ・全日本選抜 (10m)
- ・全国春夏秋冬ピストルNT選考会 (25m) 5 月春季のみダブルマッチとする
- ・全国春夏秋冬ピストル射撃競技大会 (10m)
- ・全国学生・生徒エアピストル射撃競技大会 (10m)
平成 30 年 5 月予定 (大阪能勢)
- ・全日本学生 (及び女子学生) スポーツ射撃選手権大会 (10m)
平成 30 年 10 月予定 (埼玉長瀬)
- ・日本学生選抜スポーツ射撃競技大会 (10m)
平成 30 年 7 月予定 (大阪能勢)
- ・全日本小中学生エアライフル射撃競技選手権大会 (10m)
平成 30 年 10 月予定 (新潟胎内)
- ・JOC ジュニアオリンピックカップ (10m)
平成 30 年 9 月予定 (埼玉長瀬)
- ・第 73 回国民体育大会 (50m、10m) 平成 30 年 10 月予定 (福井市)
- ・ジュニアエアガン大会 (10m) 平成 30 年 11 月予定 (広島安芸太田)
- ・ヤングスターランクリスト競技会 (10m)
 - サマーカップ 平成 30 年 7 月予定 (全国)
 - オータムカップ 平成 30 年 11 月予定 (全国)
 - ウィンターカップ 平成 31 年 2 月予定 (全国)
- ・ヤングスターファイナル全国選抜大会 (10m)
平成 31 年 2 月予定 (神奈川横須賀)

3. 指定条件

- (1) 東京2020オリンピック以降の国際大会において、メダル獲得を目標として、競技継続の意思のある選手のうち、日本ライフル射撃協会が計画する合宿、遠征等に積極的に参加可能な選手。
- (2) 週5日以上（合宿・出場試合日含む）の練習環境を確保できる選手。（週2回以上射撃分析装置などを利用しての空撃ち練習、フィジカルトレーニング、メンタルトレーニングなどの実施日を含め、週5日以上、強化の為真剣に射撃に取り組めること。）
- (3) 女子選手の記録は、年度が経過し国内大会がすべて新ルールへ移行するまでは暫定的に旧ルールでの得点の基準点を超えている選手を指定することができる。新ルール及び旧ルールのいずれかを1回クリアすること。
- (4) 育成アスリートに指定された選手は以下の事業への参加を優先させる。
U30（NT合宿参加、国際大会への派遣）
U20（NT合宿参加、国際大会への派遣、世代別合宿、研修会）

第5条（海外派遣）

1. 派遣選手の選考についてはジュニア育成委員会で決定し理事会に報告する。エリートアカデミー所属選手に関してはエリートアカデミー選手対象予算の枠内で選出し理事会の承認を得た上で派遣する。

(1) 派遣国際競技大会

- | | |
|---------------------|------------|
| (ア) 世界選手権大会（ジュニア種目） | U20 |
| (イ) WCチャンピオン大会 | U30 |
| (ウ) WCフォートベニング大会 | U30 |
| (エ) WCミュンヘン大会 | U30 |
| (オ) WCニューデリー大会 | U30 |
| (カ) ジュニアワールドカップ | U20・EA |
| (キ) 東アジアユースエアガン大会 | ユース |
| (ク) アジアエアガン選手権大会 | U20・ユース・EA |
| (ケ) 国際エアガンH&Nカップ | U18・EA |

(2) 各大会の派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数はジュニア育成委員会で決定する。当該種目の銃を自ら所持している選手もしくは、省庁銃を使用している選手。

(3) MQSの決定については、現地での監督、コーチの判断及び選手の試合直前のコン

ディションや状況を考慮して選手強化委員長またはジュニア育成委員長が決定する。

(4) 将来の成長を期待できる若い選手の派遣については、ジュニア育成の観点から選手強化委員長とジュニア育成委員長との合議により派遣させることができる。

(5) 派遣選手選考方法

(ア) 世界選手権大会 (韓国・チャンウォン 9月)

【派遣選考方法】

平成30年6月10日までの育成アスリートランキング上位者により選考する。

(R/P 6月世界選手権大会選手派遣選考会まで)

(イ) WCチャンウォン大会 (韓国・チャンウォン 4月)

【派遣選考方法】

平成30年3月14日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。

(R 2月NT選考会まで P 3月NT選考会まで)

(ウ) WCフォートベニング大会 (アメリカ・フォートベニング 5月)

【派遣選考方法】

平成30年3月18日までの育成アスリートランキング上位者により選考する。

(R/P 3月全日本選手権大会まで)

(エ) WCミュンヘン大会 (ドイツ・ミュンヘン 5月)

【派遣選考方法】

平成30年4月8日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。

(R/P 4月NT選考会まで)

(オ) WCニューデリー大会 (インド・ニューデリー平成31年2月)

【派遣選考方法】

平成30年11月11日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。

(R/P WCニューデリー大会選手派遣選考会まで)

(カ) ジュニアワールドカップ (ドイツ・ズール 6月)

【派遣選考方法】

平成30年4月15日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。

(R 全日本選抜選手権まで P 4月NT選考会まで)

(キ) 東アジアユースエアガン大会 (シンガポール・7月)

【派遣選考方法】

10mAP 第5回全国学生・生徒エアピストル射撃競技大会本選1位のユース選手

10mAP 平成30年6月NT選考会本選1位のユース選手

10mAR 平成30年6月NT選考会本選1位と2位のユース選手

上記以外は平成30年6月10日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。(R/P 6月世界選手権大会選手派遣選考会まで)

(ク) アジアエアガン選手権大会 (クウェート・11月)

【派遣選考方法】

平成30年9月9日までの育成アスリートランキング上位者より選考する。

(R/P 9月JOCジュニアオリンピックカップまで)

(ケ) 国際エアガンH&Nカップ (ドイツ・ミュンヘン平成31年1月)

【派遣選考方法】

平成30年11月WCニューデリー大会選手派遣選考会までの育成アスリート
ランキング上位の者により決定する。

第6条 (育成アスリート基準点)

1. 育成アスリート基準点は、下記のとおり定める。

<ライフル>

U30 50m3×40MW 1167点 10m AR60MW 621.6点

U20 50m3×40MW 1151点 10m AR60MW 616.6点

50m3×20W 573点 10m AR40W 409.7点

<ピストル>

U30 25mR F P M 573点 10m A P 60M 570点

25m P W 572点 10m A P 60W 568点

10m A P 40W 377点

U20

10m A P 60M 561点 10m A P 60W 558点

25m P W 562点 10m A P 40W 368点

(ア) 海外派遣記録は、MQSでの派遣も記録として評価する。

(イ) U30:2017WC ミュンヘン大会出場者の1/2の順位の記録

U20:2017JWCH ズール大会出場者の1/2の順位の記録

第7条 (育成アスリートの義務)

1. 育成アスリートは、以下の事項についてジュニア育成アスリート委員会の求めに応じなければならない。

- ① 練習および大会出場計画書の作成と提示
- ② ジュニア育成コーチ指定の練習メニューの履行とフィードバック
- ③ 大会出場記録、練習実施記録の提出
- ④ 国際大会出場時のレポート
- ⑤ その他の資料の提出

第8条 (育成アスリートの行動規範)

1. 育成アスリートは、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、本会を代表する競技者としてふさわしい行動をとらなければならない。

2. 育成アスリートが以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。

- ① 正当な事由がなく無断でジュニア育成委員会事業を欠席したものの。
- ② ジュニア育成委員会の指導方針に故意に反発したものの、もしくはチームの秩序を乱したものの。
- ③ 育成アスリートの目的に反する行動を取り、ジュニア育成委員会の是正の求めに応じないものの。
- ④ 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したものの。
アンチ・ドーピング規程に違反し、競技者資格を停止されたものの。

第9条（育成アスリートランキング）

1. 育成アスリートランキングは、協会ホームページに公表する。

第10条（要綱の改正等）

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合はジュニア育成委員会が判断し、理事会に報告する。

付則

- 1.（暫定措置1）平成30年2月理事会で当該要綱が承認された場合は、平成29年度の要綱は廃止する。理事会での承認後に平成29年度内に育成アスリート基準点を達成した場合は、平成30年4月1日から育成アスリートとして指定する。
- 2.（暫定措置2）新たに試合弾数に変更された女子種目をはじめ、育成アスリート基準点の設定については、要綱運用の状況によりジュニア育成委員会の判断により変更することができる。